令和5年度第3回議会改革推進会議

- 1 日 時 令和 5 年11月20日 (月) 午前11時00分開会 午前11時46分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者委員長 奥野詠子

委員 武田慎一、永森直人、川島 国、藤井大輔、 瀬川侑希、澤﨑 豊、庄司昌弘、井加田まり、 火爪弘子、佐藤則寿

I T 活用検討委員会委員長 大門良輔

4 協議の経過概要

奥野委員長 お疲れさまです。

それでは御案内の時間になりましたので、ただいまから令和5年 度第3回議会改革推進会議を開会いたします。

早速ですけれども協議に入ります。

協議事項1、議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しに ついてであります。

これは前回からの継続協議事項でありますけれども、この個人情報の取扱いに関しまして、1つ目が政務活動費の収支報告書等閲覧に際し、住所・氏名の記載を求めないこととするもの、2つ目が議会傍聴に際し、住所・氏名の記載を求めないこととするもの、この2点でありました。

前回、各会派で検討をお願いしておりましたので、1と2それぞれに御意見をお願いします。1の政務活動費の収支報告については、全てインターネット上に公開されている情報と同じという話で、それから2は、議会傍聴のときに、皆さんに、氏名・住所の記載をどうしましょうかという2点であります。

自民党議員会さん、いかがでしょうか。

永森委員 収支報告のほうは、それでよろしいかなと思います。

議会傍聴については、特に住所や氏名を求めることに何か問題があるのかなと、つまり、今、政治を取り巻く環境も非常に何と言いますか複雑化しているということもありますし、傍聴に来られる方が、住所や氏名を記載することに意味がないとはあまり思わないのです。なので、こちらについては、継続的に議論されてはいかがかと思います。

奥野委員長 自民党新令和会さん。

庄司委員 一番目の件については、ホームページで公開されておると いうことで、問題ないと思います。

2番目の傍聴については、我々もやはり現状どおり、氏名・住所 を書いていただければいいんじゃないかなと思っております。

奥野委員長 立憲民主党さん。

井加田委員 政務活動費に関しては、御提案のとおりでよいと思います。

議会傍聴の関係は、記載がなくてもいいのかなとも思っておりますけれども、後から議論する個人情報の関係と、少しそこも含めて、結論を出せばいいかなと思います。

火爪委員 1,2番目とも事務局の提案どおりでよいと思います。

議会傍聴のほうは、私たちはあんまり想像できないかもしれないけれど、名前や住所を書きたがらない人って、若い人たちを中心に結構おられるんですよね。別に公表しないんだからって言っても、書かない。それが嫌で(傍聴に)来ない。

議会が何か特別敷居が高いようなところになるのもよくないかなと思っていて、私は、2番も、事務局提案どおりでいいのではないかと思っています。

奥野委員長 公明党さん。

佐藤委員 政務活動費については、提案のとおりで結構です。

傍聴の件も、審議を妨げる行為をすれば当然、退場をお願いする わけでしょうし、インターネット上で誰でも自由に視聴できるわけ ですので、そういった意味からも、私も名前等は思い切って要らないと言えば、要らないんじゃないかなと思っております。事務局案のとおりでよいと思います。

奥野委員長 それでは今ほど御意見をいただいた中で、政務活動費の 収支報告の閲覧については、氏名・住所の記載は要らないだろうと いうことで各会派の意見が一致したと思いますので、これは、案の とおり進めるということにさせていただきたいと思います。

2点目、議会傍聴につきましては、各会派さんで少し意見が異なっておりますので、これは、この後もう少し様子を見ながら進めるということで、現段階では現行どおり、ということにさせていただきたいと思います。

それでは、次に、協議事項の 2 、請願 (陳情) 者の会議録等における個人情報の取扱いについてであります。

こちらも、前回からの継続協議事項であります。

請願・陳情に係る文書表、審査報告書、会議録については、本人の公開希望がない限り、氏名の欄には「個人」「団体」「法人」と表記をすること、住所については市町村名までの表記とすることという内容でありました。

各会派の皆様に、これも前回検討をお願いしておりましたので、 御意見を伺いたいと思います。

自民党議員会さん、いかがでしょうか。

永森委員 今の示されている案でよろしいのではないかと思います。 奥野委員長 新令和会さん。

庄司委員 はい、我々も、今の見直し案でよろしいかと思います。 奥野委員長 立憲民主党さん。

井加田委員 簡略化は賛成でございます。よろしいと思います。

奥野委員長 日本共産党さん。

火爪委員 提案どおりでいいと思います。

奥野委員長 公明党さん。

佐藤委員 賛成です。

奥野委員長 ではこれにつきましては、前回からお示ししている案の とおり進めるということにしたいと思いますのでよろしくお願い いたします。

次に協議事項3の手続のオンライン化に対応した改正標準会議 規則等への対応方針案についてであります。

これについては、前回詳細が出たらまたお示しいたしますと言っておりましたものです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(柏議事課課長補佐) 資料3、7ページになります。

手続のオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方針案についてです。

第1回の会議で頭出しをしておりましたが、地方自治法が改正され、令和6年4月1日から、地方議会における手続のオンライン化に係る規定が施行されます。

その改正を受け、全国議長会で、各県議会への意見照会結果も踏まえ、標準会議規則等の改正内容について検討が進められてきましたが、10月17日に、標準会議規則等が改正されました。

その改正標準会議規則等の概要についての説明と併せて、本県議会の対応方針案について説明します。

なお、全国議長会では、手続のオンライン化だけでなく、今回そのほかの内容についても改正されており、本県議会も合わせて対応 したいと考えております。

一番、改正標準会議規則、(1)会議時間の変更の柔軟化です。

これは、会議時間の繰上げまたは延長は、会議中に議長が宣告することにより可能ですが、例えば、開会日等に台風等の災害が予想される場合、そのような災害等が予想される緊急時において、会議時間外に繰上げ等ができないということから、議長は、会議中でない場合であっても、緊急を要するときその他特に必要があると認め

るときは、議員に通知することにより、会議時間の繰上げまたは延 長することができるとされたものです。

この規定については、既に市議会議長会や町村議会議長会の標準会議規則では可能とされていることから、今回、都道府県議会議長会の改正で、3議長会で規定内容がそろったことになります。

この規定については、本県議会も同様に改正をしたいと考えています。

(2) 手続のオンライン化です。

議会等に対して行われる通知のうち、文書等により行うことが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるよう規定されました。

標準会議規則では、第129条の2として、包括的に規定されております。

会議規則で定める主な手続は表のとおりであります。

基本的に議会または議長と議員間による手続が規定されておりますが、中には県民からの手続として、請願書の提出、県民の方からの手続は会議規則上、この請願の関係だけなのですが、これについては、この後、別に資料4で協議をお願いします。手続のオンライン化に係る規定については、これも同様に改正をしたいと考えています。

次のページ、(3)本会議におけるオンライン質問への対応です。

昨年度の議会改革推進会議でも触れておりましたが、令和5年2月7日に総務省自治行政局行政課長通知で、オンラインによる質問についても、各議会の判断で可能とされまして、それを受けて、標準会議規則においても規定されたものです。

総務省の通知では、議案に対する質疑と、団体の事務全般に対する質問を分けて考え方が整理されていまして、議案に対する質疑は、 討論も含め表決と一体不可分として行われるものであることから、 議員が議場にて行う必要があると。それに対し、団体の事務全般に ついての見解を質す趣旨で行われる質問については、形式について も法律の定めがないことから、各団体の会議規則等で定めるところ によって、本会議に出席が困難な事情を抱える欠席議員がオンライ ンで行うことも可能であると示されたものです。

本県議会においては現状、提出議案に対する質疑と、県政一般に対する質問とを併せて、一般質問では 20 分という形で実施しておりますから、国の通知のように、質疑と質問を分けて行うことには課題も多く、また本会議場の機器整備なども必要となってくることから、引き続き、研究が必要であると考えますので、今回は、この部分については改正しないこととしたいと考えております。

(4)携帯品の許可制から届出制への変更についてです。

病気その他の理由により、会議への出席に必要と認められる物の 携帯については、議長の許可から議長への届出に変更とされたもの です。

そのほか、外套、襟巻などの文言をコート、マフラーなどに文言 調整するというものです。

この規定については、本県議会も同様に改正をしたいと考えてお ります。

- 2番、改正標準委員会条例です。
- (1)オンライン委員会に係る規定の整備と、(2)委員会公開原 則の導入。この2つについては、今回、手続のオンライン化に併せ て、標準委員会条例において規定されましたが、本県議会において は昨年度に改正済みです。
 - (3) 手続のオンライン化です。

公聴会に出席して意見を述べようとするものは、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を申し出る必要がありますが、電子情報処理組織を使用する方法も可能とするというものです。

これも同様に改正したいと考えております。

3番、改正標準傍聴規則、電子情報処理組織による傍聴券の交付

等についてです。

標準傍聴規則では、会議を傍聴する際には、傍聴券の交付を受けなければならないとされていますが、本県議会の傍聴規則では、必要と認める場合にのみ傍聴券を交付するという規定としているため、今回は改正しないこととしたいと考えております。

なお、本県議会では、平成6年以降、傍聴券の発行はありません。

4番、その他ですが、その他の規則要綱等に基づく手続として、 主な手続としては、政務活動費収支報告書の提出、資産等報告書の 提出などになりますが、これらについては、議会として個別にデジ タル手続条例を定めずに、県のオンライン手続条例に含めて、一体 的にオンライン化に対応することとしたいと考えております。

最後の四角囲みの中に、参考として全国議長会の見解を示しておりますが、地方自治法上会議規則は議会が定め、傍聴規則は議長が定める法規範であり、これらは、知事が定める規則、行政委員会が定める規則とは異なるということで、会議規則、委員会条例、傍聴規則は、議会の内部手続について規定する法規範であり、議会の自律性に委ねられるべきと解され、個々にオンライン化に対応した規定を整備すべきとの見解で、個々に規定を改正し、オンライン化に対応するということです。

以上、本県議会の会議規則等の改正については、案のとおりの対応としたいと考えております。

なお、具体的な改正案については次回の会議で提示する予定でおります。

続けて、資料4に入ります。

事務局(森議事課副主幹・委員会係長) 資料4のほうで説明させていただきます。

今ほどの説明にありましたとおり、改正地方自治法を踏まえて改正された標準会議規則では、県民から議会への請願書の提出についてもオンラインにより行うことができることとされました。

そこで富山県議会での請願書、併せて、請願に準じることとされている陳情書の提出のオンライン化について事務局で考えてみましたところ、実施に当たってはいくつか課題があります。

本日はその課題についてお話ししますので、実際に、審査や請願 の紹介をされるお立場から御検討いただければと思います。

資料4、9ページのほうを御覧ください。

初めに、今事務局で想定しているオンライン化の流れについて図 で御説明しています。

流れが単純な陳情のほうからの御説明になります。

従来方法は、図の上のほうの矢印の流れです。陳情者は陳情書を 文書で作成し、住所を記載、氏名を署名または記名押印した書面を、 郵送または持参により、議長あてに議会へ提出します。そのあと付 託委員会で審査をし、本会議で報告となります。

今、考えているオンラインの方法を、下の矢印の流れでお示しし ています。

陳情者がパソコン等から、富山県電子申請サービスを使って、陳 情内容を入力し、申請します。その際に住所氏名情報も入力いただ くことになります。これに電子署名を求めるかどうかということが 1 つの課題になります。

この点は後で再度御説明します。

次のページを御覧ください。

ちょっと図が複雑になっていますが、請願の場合の流れです。

従来方法は、一番上の矢印の流れです。

請願書の場合、請願者本人に加えて、紹介議員も請願書の表紙に 署名または記名押印をすることを会議規則で定めております。

実務上は署名が多いかと思いますので、図上では署名のみ記載しております。

請願者は、まず議員のもとに請願書を届けて、書面に紹介議員の 署名を受け、その書面を郵送または持参により、議会へ提出いただ いているのが今の流れです。

その後、付託委員会の審査を経て、請願は採択か不採択かの採決 をしているところです。

これをオンラインの方法とした場合ですが、現状、A、Bの2パターンが考えられます。

2パターンを考える大前提として、後でもう一度御説明しますが、 既存の電子申請サービスでは、請願者が電子署名した内容に、さら に議員が電子署名を追加するということができません。

その制約のもとで考えた方法が記載のA、Bで他県の案でも出されているものです。

図の真ん中のAパターンですが、紹介議員の署名までは従来どおり、書面により行っていただきます。

その後、請願者が電子申請サービスにより、署名していただいた 書面の写しのデータを添付して提出するという方法です。

その下のBパターンは、紹介議員の署名を不要としまして、請願者は、面談や電子メールなどで紹介議員に相談した後、了承を得られましたら、電子申請サービスにより、データの添付はなしに、紹介議員の名前を入力して提出するという方法です。

いずれの場合も議会に到達後、紹介議員の方の確認をとる必要があると考えられます。

以上が想定している手続ですが、課題を次のページに書き出しま したので御覧ください。

課題の1つ目として、オンラインの簡易さから内容不備の陳情等 が増加し、審査困難となることが懸念されます。

このことからも電子申請サービスを利用したいと考えておりまして、オンラインツールとしては、電子メールもあるんですが、電子メールは書式が自由で、一斉送信もできますし、またその他のメール、お問合せや苦情なども混在してしまいます。苦情なのか陳情なのか分からないというものが発生するかと思います。

これに対し電子申請サービスは、富山県電子申請サービスが既に 運用中です。県と市町村で共同運用されています。フォームにより 入力項目や必須項目を設定することができますし、ほかの申請とは 明確に区分してシステム上で受理されますので、件数集計などもで きます。また、電子署名機能もありまして、個人の方であれば、マ イナンバーカードを電子証明書として使用できる機能があります。

11月6日時点で県の電子申請手続は、執行機関の 873 件登録されておりまして、そのうち電子署名を必要としているものは、記載の2件のみになっています。これは紙の場合でも印鑑証明書を求める手続であるため、電子署名を求めているということです。

これに対して、市町村の場合、括弧書きしていますけれども、多くの住所・手当関係届出に、電子証明書による電子署名を求めることとなっています。これはやはり課税とか給付に直結するので本人確認を厳格に行っているという趣旨かと思います。

この電子署名に関して課題の2つ目ですが、オンラインは匿名性が高く、なりすまし等の懸念が署名以上にあることが考えられます。

そこで本人確認、真正性の確認のため、電子署名もしくは身分証の写しの添付を求めるか求めないかということを決める必要があります。

記載しておりませんが補足で申し上げますと、今般の地方自治法の改正では、地方議会が請願の本人確認にマイナンバーカードでの電子署名を使うことも想定しまして、関係法、電子署名等の法律の改正も盛り込まれています。

国はマイナンバーカードの使用も想定しているということです。 一方で、電子署名は、自治体の電子証明書がつくということなの で、紙でいいますと、本人確認としては、印鑑証明書の添付と同等 の重みとなります。

また個人の方が実際にマイナンバーカードの電子証明書を使用 されるためにはパソコンとICカードリーダーが必要です。 スマートフォンについて調べたところ、アンドロイドにはICカードリーダーとして使える機能があるようですが、アイフォンのほうはまだマイナンバーカードの証明書のほうは、うまくあわせられないようで、当面使用できませんと国のホームページに書かれていました。ですので、ちょっとハードルが高いのが、電子署名になります。

この電子証明書、電子署名を求めるかどうかに応じて、従来方式の書面での提出、提出者の取扱いをどうするかということにも課題がありまして、資料のほうに場合分けをして、求める、求めないで、記載していますが、まず1つ目のオンラインで電子署名を求めるとした場合、ではバランス的に書面提出者にも同等の本人確認手段を求めるのか、新たに身分証明書を提示してもらうか、郵送であれば写しをつけてもらうか。それとも、ただ現状の取扱いの厳格化になりますので、それは避けるという観点で書面提出の場合は現行どおりとするという方法もありますが、その場合、確認方法が公平ではないのではないかという疑義が生じる可能性はあります。

逆に、下のほうですが、オンラインで電子署名を求めないとした場合に、書面提出者も同等の扱いとするならば、押印は求めないという方向になってくるのかなと思います。

ただこれも現行どおりとするというやり方もあって、その場合は バランス上、オンライン提出者にもただ名前と住所を入力するだけ ではなくて、簡易な本人確認ができる方法が必要ではないかと考え ておりまして、例えば電話番号を記載させて、1度は電話確認をす るとかいうことも考えられます。

また、括弧書きでお示ししていますが、請願の場合は紹介議員の 承認があれば本人等の確認は不要ではないかという考え方もある ところです。

ここが一番の焦点になってくるかと思います。

それから次のページ、課題の3つ目ですけれども、電子申請サー

ビスを使う場合ですが、このサービスは現状、複数名の電子署名が できません。

このため(1)、先ほど説明しましたとおり紹介議員の署名をつけられません。ですので、先ほどの図でA案としてお示ししたように、署名した書面の写しのデータを添付する、あるいは、B案で紹介議員名を入力して申請する、のいずれかの方法をとっていただくことになります。

いずれの場合も、受付後に事務局から紹介議員への確認が必要と 考えられます。どちらにしても書面偽造、内容改変、虚偽申請の可 能性は、排除できません。

実際それは今1枚目にだけに署名していただいている (紙の)請願書でも同じことかと思っております。

このA案B案で、電子化、ペーパーレス化の度合いが高いのはBのほうなので、今のところBのほうで実施できないかと考えております。

それから複数名の署名ができないことについて、(2)として、連名の署名が結構あると思うんですが、それも現行のシステム上ではできません。

もし文字情報として複数名の氏名や団体名が記入されても、その 真正性は担保されないので、正当な請願・陳情としての受理は難し いと考えています。

以上がオンライン化を実施するに当たっての課題ですが、4その他として、これはオンライン化の後に想定される課題ですが、補足で申し上げておきます。

オンライン化して機会が広がれば、陳情が大幅に増加する可能性があって、そうなると審査に多大な時間を要するなど議会運営上支障が生じることも可能性としてはあります。

その場合は、議会運営の見直しの検討を要する事態も考えられま して、下に例示しておりますけれども、いずれにしてもこういう見 直しをする場合は、時間をかけてしっかり協議をする必要があるか と思います。

13 ページのほうに、まとめとして今後の流れをお示ししています。 まず1として、今申し上げたような課題について、対応方針を決 定する必要があります。

他県議会も検討中ですので情報共有をしつつ、方法としては、ほかと比べて厳格過ぎず、また一定程度の真正性の確保もできるような方法を考えていかなければならないと思います。

一番で方針が決まりましたら、その先は事務局のほうでの事務的な作業も多いんですけれども、2番として電子申請フォームの作成と動作確認を行います。これと並行して、規定整備についてお諮りし、内容によっては会議規則の改正も考えられます。

ここまでの内容がおおむね固まりましたら、県民等への周知方法 を精査します。

この順に準備をしまして、一定の周知期間を置いた上で、オンライン提出の受付を開始することになります。ですので、改正地方自治法の施行は来年度の4月1日になってはおりますが、十分に検討してよりよい手続にして県民に分かりやすく説明することを考えますと、4月開始には間に合わない可能性もあるかと考えております。

なお他県の状況について、8月にほかの県で調査していましたので、把握している内容を参考に下のほうに記載しております。

オンライン化済みの県が5県あります。これはコロナ禍における 押印廃止の動きの中で進められたものです。

今回の地方自治法改正とは違うところなので、5県のうち4県は、 明確な法の規定のない陳情のみについて、メールまたは電子申請で 受け付けているところです。

電子申請サービス利用は2県です。

請願も陳情も電子メールまたはファクスで受けている県議会が

1 県だけありまして、身分証の提示、本人確認書類をその際に必須としております。

今、請願をメール等で受け付けているのが1県だけで本人確認書 を求めている状況というところです。

このほか地方自治法の改正を受けて、オンライン化を検討していると8月時点で回答しているのは、本県を含み15県です。

開始予定時期もまちまちな状況です。

課題の提示だけになりましたけれども、以上で資料4の説明を終わります。

奥野委員長 ありがとうございます。

それではただいまの説明に関しまして、御意見や御質問等がおあ りでしたらどなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

火爪委員 実施済み県は、何県でしょうか。

事務局(森議事課副主幹・委員会係長) 鳥取県議会です。ホームページを見ると本人確認について大変長い説明があるところです。

奥野委員長 ほかに何かありますか。

永森委員 ありません。

です。

奥野委員長 それでは、何か課題がたくさんあるようでありますけれ ども、1度各会派に持ち帰っていただきまして、ちょっと課題も含 めて、どういう方向性がいいのかということで御意見を整理いただ きたいというふうに思います。

次に事務局から報告事項がありますのでお願いいたします。

事務局(朴木総務課課長補佐) 資料 5、14 ページを御覧ください。本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果の御報告

本会議場の避難訓練についてアンケートを実施しましたところ、 18 名から回答いただきました。

ここでは主な意見を御紹介させていただきます。

訓練の設定につきましては、本会議場だけではなく、予算特別委

員会や常任委員会を想定した訓練を実施してはどうか、質問中の発生としたらどうか、避難後の情報提供や、地元要望、支援や物資の申し出までのルールなどを議員間で確認してはどうか、シナリオがなくても、考えて行動する機会に発展することを期待するというような御意見がありました。

進行につきましては、シェイクアウト訓練で無音の待ち状態があったので、状況把握中など何らかのアナウンスが必要ではないかという御意見がありました。

このほか1階ロビーでの点呼は、議員同士が不在者確認をしてはどうか、などの意見がありました。

設備につきましては、議席の下が狭くて入れない人が多いのではないか、また、とっさに逃げる場所があればよい、折りたたみヘルメットなどを配布してはどうか、との意見がありました。

その他といたしましては、訓練は継続してほしい、トイレの使用 不可や危険場所、周囲の道路状況等のアナウンスがあればよいとい うような御意見もありました。

最後4番の次年度に向けてなんですが、新たな要素を盛り込んだ訓練、例えば委員会での試行や資機材の整備など、それから避難の迅速化や効率化に向けた参加型訓練、例えば避難場所での点呼や不在確認を議員と職員で行うなど、こういったことなどの実施を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

私からの報告は以上です。

奥野委員長 事務局からの報告は以上でよろしいですね。

それでは、次回の会議でありますが 12 月 14 日木曜日、本会議終 了後に開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議事については以上でありますが、この際ほかに御意見等ござい ますか。

武田委員 少し報告をさせていただきたいと思います。

皆様のお手元に資料がありますけれども、「TOYAMAジャー

ナル」=日本地域情報コンテンツ大賞 2023=地方創生部門優秀賞受賞についてという資料でございます。

この度、皆さんで作り上げていただいた「TOYAMAジャーナル」7月に発行されたものでありますが、日本地域情報コンテンツ大賞において、全 14 部門のうち、地方創生部門で優秀賞を受賞させていただきました。本当に皆様方ありがとうございました。

それで、授賞式が 11 月 28 日、ちょうど 11 月定例会が始まる日で、私は、表彰式に行けないので、議会事務局の黒崎さんに、燕尾服かモーニングを着て、受け取りに上京していただきたいと思っております。

上野公園にある国立科学博物館で授賞式がありますので、ぜひ富山県を代表して行ってきていただければということを思っております。

以上でございます。

奥野委員長 それではほかに何かございますか。

武田委員 たびたび申し訳ございません。

私、5月からこどもの未来対策特別委員長を、皆様方に御推挙いただき、今努めさせていただいております。当然、こども家庭庁が 創設されて、この特別委員会が創設されたものだと私は認識しております。

ものすごい勢いで子供たちに関係する環境が、ひどく言うと悪くなっているというようなことで、もう少し当事者の方々のお声を聞いてみたいなということを思っております。

それこそ当事者の子供であったり、お父さん、お母さん方であったりであります。

そのために、委員会を開催する日程を、平日の昼間ではなくて、 平日の夜間もしくは休日とさせていただきたいなという、議会改革 の一環でもあるかもしれませんけど皆様に、御理解をいただいて、 進めさせていただければと思っております。 各会派へ持ち帰っていただいて、それはいいのではないか、いやいやそんなことやったら職員も大変やぞ、お金もかかるし、というような意見もあるかもしれませんけれども、ぜひ御検討いただければと思っておりますし、少し時間がありますので、皆様方から、御意見等をいただければと思っております。

以上でございます。

- 奥野委員長 今ほどの御提案、御相談でありますけれども、それは特別委員会で、例えば、出向いて意見交換会や公聴会等をやりたいという趣旨なのか、質疑、質問のいつもの委員会形式を、夜間や休日にやりたいという話なのか、どちらなのでしょうか。
- 武田委員 後者のほうでございまして、当局側にも御参加をいただい て、当事者から、当局側にもですね、少し質問をしていただける時間を取っていただければという思いであります。

その中で、私ども特別委員会の委員も、こういう意見があるんだなということをしっかり調査させていただいて、これからの子供の環境に対することについて、進めていければという思いを持っております。

- 奥野委員長 それは、委員会の委員以外の一般の方が、当局の人に質問をするということですか。
- 武田委員 ちょっと今までないようなことをしたいなと思っております。
- 奥野委員長 これまで、例えば政策討論委員会は、理事会で決定をしていて、特段、委員会条例等では規定をしていないということでありますので、恐らく常任委員会や特別委員会も同じような、規程で、特段規定がないということだろうと思います。

今ほどのお話であるとすると、視察とか意見交換とか、出向いての公聴会ということであれば、各委員会の中でお決めいただければいいのではないかと思いますが、従来の質疑質問等を行う委員会形式でありますと、当局側の出席要請等、時間外勤務の問題等や、も

し議事堂で従来どおり開催するということになると、これは閉庁日、 閉庁時間でありますので、そういう手続も、どういうことが必要な のかという、課題を整理する必要があるのではないかと思います。 そもそも、今の規定の中で、何がどこまでできるのかということを、 ちょっと事務局のほうで一旦整理をいただいて、それをもとに、各 委員会や各会派さんの中で、意見を整理してもらうのがいいのでは ないかと思いますので、ちょっとそういう検討の時間をつくらせて いただくというのでよろしいでしょうか。事務局もそれでよろしい でしょうか。

事務局(山崎事務局長) そもそも委員会で、委員が質問しないで、 一般の方が質問をするということは、地方自治法上では想定してい ないと思います。そもそも何のために議員がいるのかという根本的 な問題に関わってくると思います。

当局は当局で、しっかり(県民の)意見を把握されればいいわけで、本来の姿としては、まず議員が、県民の皆さんの声を聞いて、それを当局に質すというあり方ではないかなと思いますので、ちょっと今、武田委員がおっしゃったことは、先進的すぎて、少し今までの議会運営と異なるんじゃないかなという感じがしましたので、なかなかちょっと事務局だけでは、議論しきれないところかなと思いますので、少し会派の中で議論いただければと思います。

武田委員 総合交通対策特別委員会では参考人招致として、それぞれ の関係機関の方に出向いていただきました。

ただ、お父さんお母さん方や子供たちになると、平日の昼間というのはなかなか出て来られないというようなこともありまして、そういった中において、やはり休日であったり、夜間であったりというのがいいのではないかと思っております。

事務局(山崎事務局長) 私が今言いましたのは、県民の方が当局に対して質問をするということについて話をしていて、夜間がダメですと言っているのではありませんので、その点、誤解のないように

お願いしたいと思います。

火爪委員 こどもの未来対策特別委員会で、委員長、副委員長になる のかもしれませんが、提案書を作っていただいて、検討すればいい のではないかなと思います。

今の提案には、いろいろな要素が含まれていて、夜間議会、休日 議会ということ、それから参考人招致、その決定をどうするかって いうものありますよね。

当局と全議員を参加招集するということと、それに参考人の方に同席いただいて、そして、これまで意見交換会という形で、視察に行った際に(関係者として)県民の方が参加されて意見交換する、そこに当局が絡むっていうことも、時によってはあったと思うんですね。質問をどうするかって、いろいろなものが、ハードルがごちゃ混ぜになっているので、これをするには何をしなければいけないのか、それをするには、要綱の改正が必要だとか、そういうのがあると思うので、ちょっとメニューを列挙していただいて、どこまでできるかっていうことも含めて事務局の案を併記していただいて、各会派で検討すればいいのではないかと思います。

奥野委員長 それでは、武田委員もしくはほかの委員会さんも同様なのかもしれませんけれども、今の規定上できるかどうか、ちょっとよくわかんないよねというようなものにつきましては、一度その委員会の中で御意見をまとめていただいて、提案書というか、論点を整理して一度御提出をいただいたもので、議論を進めるということにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ほかに何かありますでしょうか。

それではこれをもちまして令和5年度第3回議会改革推進会議 を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。